

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

<目標>

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度・慣行の構築が必要である。また、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築や、ワーク・ライフ・バランス及び出産・子育てにおいて、男女の多様な選択を可能とするといった視点が重要である。

我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を進める。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進める。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 施策の基本的方向

家族形態の変化やライフスタイルの多様化を踏まえつつ、男女の社会における活動の選択に中立的に働くよう、社会制度・慣行を見直す。具体的には、女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等の見直しを検討する。国際規範・基準の積極的な遵守や、国内における実施強化といった視点にも留意する。また、男女がともに仕事と家庭に関する責任を担えるよう、育児・介護の支援基盤整備を進める。

(なお、家族に関する法制については、今後最高裁判決が予定されていることから、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)において記述する。)

(2) 具体的な取組

ア 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制

等の検討

- ① 税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。
 - ・税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成 26 年 11 月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。
 - ・社会保障制度について、平成 28 年 10 月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、さらなる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第 3 号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。
 - ・いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、平成 26 年 12 月 16 日の政労使会議で取りまとめられた「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」を踏まえ、必要な検討を進める。
- ② 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。

なお、家族に関する法制については、今後最高裁判決が予定されていることから、第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）において記述する。

イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

- ① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なニーズも含めた需要を把握し、それに対応した必要な保育等の受け皿を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。

(ア) 子ども・子育て関連 3 法[※]（平成 24 年 8 月成立）に基づく「子ども・子育て支援新制度」を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に進める。

※ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(イ) 小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、子育て支援員の活用などを推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図る。

(ウ) 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・

病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。

(エ) 就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育などにより、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。

(オ) 幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。

- ② 教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、男女が安心して子育てできる環境を整備する。
- ③ 医療介護連携の推進や、認知症施策の充実等により「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。
- ④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年5月15日法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）について、「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」報告（P.平成27年夏頃予定）を踏まえ、必要な見直しの検討を進めるなど、男女がともに子育て・介護をしながら働き続けることができる環境を整備する。
※ 介護期の柔軟な働き方、子の看護休暇、「男性」の仕事と家庭の両立等を検討中
- ⑤ 改正次世代育成支援対策推進法について周知・啓発を積極的に行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進する。

2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

(1) 施策の基本的方向

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の充実を図る。

(2) 具体的な取組

- ① 人権教育・啓発活動を促進することで、人権に関する正しい理解の普及を進める。
- ② 法令や条約の分かりやすい広報などを行うことにより周知を進める。
- ③ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の充実を図る。
- ④ 通訳を配置した外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応を進める。
- ⑤ 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握を行う。